# 平成25年度高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する 法律に基づく対応状況等に関する調査結果

鳥取県福祉保健部長寿社会課

## 1 趣旨

厚生労働省が「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき実施した「平成25度における対応状況の調査結果」のうち、鳥取県集計結果を公表する。

## 2 調査の概要

区分	内容
調査方法	養介護施設従事者による虐待及び養護者による虐待について、市町村からの報告に
	基づき県全体を集計
対象期間	平成25年4月1日~平成26年3月31日

# 3 養介護施設従事者等による高齢者虐待についての対応状況等

平成25年度、県内で受け付けた養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する相談・通報対応件数は8件(平成22年度2件、平成23年度5件、平成24年度3件)であった。市町村及び県による事実確認調査を行った結果、7件については虐待の事実が認められなかったが、残る1件は虐待事実が確認された。(平成22年度1件、平成23年度1件、平成24年度1件)

## (1)相談通報の対応時期

区 分	件数	構成割合(%)
本調査対象年度内に、通報等を受理した事例	8	100.0
対象年度以前に通報等を受理し、事実確認調査が対象年度となった事例	0	0.0
対象年度以前に通報受理・事実確認した虐待事例で、対応が対象年度となった事例	0	0.0
合計	8	100.0

## (2)相談•通報者

10000000	本人による 届出	家族·親族	当該施設 職員	当該施設 元職員	医療機関 従事者 (医師含	介護支援 専門員	国民健康 保険団体 連合会	都道府県 から連絡	警察	その他	不明	合計
件数	0	3	3	0	0	1	0	0	0	.0	1	8
構成割合(%)	0.0	37.5	37.5	0.0	0.0	12.5	0.0	0.0	0.0	0.0	12.5	100.0

(注)本調査対象年度内に通報等を受理した事例について集計し、構成割合は、相談・通報者の合計件数(8件)に対するもの

# (3)虐待があった施設・事業所のサービス種別

区分	特別養護 老人ホー ム	介護老人保健施設	介護療養 型医療施 設	認知症対 応型共同 生活介護 (グループホ ーム)	有料老人ホーム	小規模多 機能型居 宅介護等	軽費老人ホーム	養護老人ホーム
件数	0	1	0	0	0	0	0	0
構成割合(%)	0.0	100.0	0.0	0	0.0	0.0	0.0	0.0

短期入所施設	訪問介護等	通所介護 等	特定施設 入居者生 活介護	居宅介護 支援等	その他	合計
0	0	0	0	0	0	1
0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0

<sup>(</sup>注)調査対象年度内に虐待と判断された事例について集計

# (4) 被虐待高齢者

# ①性別

区分	男	女	不明	合計
人数	0	2	0	2
構成割合(%)	0.0	100.0	0.0	100.0

<sup>(</sup>注)調査対象年度内に虐待と判断された事例について集計

# ②年齢

	65歳未満	65~69歳	70~74歳	75~79歳	80~84歳	85~89歳	90~94歳	95~99歳	100歳以上	その他・ 不明	合計
人数	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2
構成割合(%)	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50 0	0.0	0.0	0.0	0.0	100 0

<sup>(</sup>注)調査対象年度内に虐待と判断された事例について集計

# (5) 虐待の種別

区分	身体的虐 待	介護等放 棄	心理的虐 待	性的虐待	経済的虐 待	合計(累計)	合計(人数)
人数	0	0	2	0	0	2	2
構成割合(%)	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	-	-

<sup>(</sup>注)構成割合は被虐待者の実人数に対して算出

## (6) 虐待を行った養介護施設従事者等の職種

	介護職員	看護職	管理職	施設長	経営者• 開設者	その他	不明	合計
人数	1	0	0	0	0	0	0	1
構成割合(%)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0

# (7) 市町村・都道府県の対応に対して当該養介護施設等において行われた措置

区 分	件数
施設等からの改善計画の提出	0
老人福祉法、介護保険法の規定に基づく勧告・命令等への対応	0
その他	0

<sup>(</sup>注)本調査の対象となったすべての虐待事例について集計

# (8) 老人福祉法、介護保険法上の権限行使以外の対応

	市町村が実施	都道府県が実施
施設等に対する指導	1	0
改善計画提出依頼	0	0
従事者等への注意・指導	0	0

<sup>(</sup>注)本調査の対象となったすべての虐待事例について集計

# 4 養護者による高齢者虐待についての対応状況等

# (1)相談・通報対応件数

平成25年度、県内の市町村で受け付けた養護者による高齢者虐待に関する相談・通報対応総数は、

168件であった。(平成22年度151件、平成23年度180件、平成24年度140件)

区分	件数	構成割合(%)
(a)本調査対象年度内に通報等を受理した事例	147	87.5
(b)対象年度以前に通報等を受理し事実確認調査が対象年度と	なった事例 3	1.8
(c)対象年度以前に通報受理·事実確認した虐待事例で、対応か	「対象年度となった事例 18	10.7
合計	168	100.0

#### (2)相談・通報者

「介護支援専門員」が 29.1%と最も多く、次いで「当該市町村職員」が 14.9%、「家族・親族」が 11.4%、「被虐待本人」10.3%であった。

区	介護	介護	医 療	近隣	民生委	被虐待	家族・親	虐待	当該市	警察	その	不明	合計
	支 援	保 険	機関	住民・	員	高齢者	族	者自	町村職		他		
分	専門	事 業	従事	知人		本人		身	員				
	員	所 職	者										
		員											
人	51	12	12	8	14	18	20	3	26	5	6	0	175
%	29.1%	6.9%	6.9%	4.6%	8.0%	10.3%	11.4%	1.7%	14.9%	2.9%	3.4%	0.0%	100%

(注)「(a)本調査対象年度内に通報等を受理した事例」について集計。1件の事例に対して複数の者から相談・通報があった場合、相談・通報者の内訳の該当には重複して計上されるため、内訳の合計は相談・通報件数147件と一致しない

## (3) 虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例

#### ① 事実確認の件数

「(a)本調査対象年度内に通報等を受理した事例(147 件)」及び「(b)対象年度以前に通報等を受理し事実 確認調査が対象年度になった事例(3 件)」(計 150 件)のうち、事実確認を行った事例については145件であった。(5件については重複事例)

#### ② 事実確認の結果

区 分	件 数	構成割合
		(%)
虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例	80	55.2
虐待ではないと判断した事例	19	13.1
虐待の判断に至らなかった事例	46	31.7
合 計	145	100.0

(注)「事実確認を行った事例」(145件)について集計

事実確認の結果、市町村が虐待を受けたと思われたと判断した事例(以下、「虐待判断事例」という)の総数は、80件であった。(平成22年度:92件、平成23年度94件、平成24年度72件)

## (4)虐待の内容

「身体的虐待」が 61.9%と最も多く、次いで「心理的虐待」が 36.9%、「介護・世話の放棄・放任」が 27.4%であった。

身体的虐		介護等放	心理的虐	性的虐待	経済的虐	合計(累計)	合計(人数)
区分	待	棄	待		待		
人数	52	23	31	2	18	126	84
構成割合(%)	61.9	27.4	36.9	2.4	21.4	_	-

## (5)被虐待高齢者の状況について

#### ① 性別及び年齢

性別では「女性」が 72.6%と、全体の8割近くを占め、年齢階級別では、「80~84 歳」が 26.2%、次いで 「85~89 歳」が 25.0%と多く、80歳代が 5割を占めている。

#### 被虐待高齢者の性別

区分	男性	女性	不明	合計
人数	23	61	0	84
構成割合(%)	27.4	72.6	0.0	100.0

(注)「調査対象年度内に虐待と判断された事例(80件)」における被虐待者の実人数(84人)について集計

#### 被虐待高齢者の年齢

区分	65~69 歳	70~74 歳	75~79 歳	80~84 歳	85~89 歳	90 歳以上	不明	合計
人数	4	10	14	22	21	11	2	84
構成割	4.0	11.0	16.7	26.0	25.0	10.1	0.4	100.0
合(%)	4.8	11.9	16.7	26.2	25.0	13.1	2.4	100.0

<sup>(</sup>注)「調査対象年度内に虐待と判断された事例(80件)」における被虐待者の実人数(84人)について集計

#### ② 虐待者との同居・別居の状況

「同居」が86.9%と、9割近くが虐待者と同居であった。

区分	虐待者とのみ	虐待者及び他	   虐待者と別居	その他	不明	合計	
	同居	家族と同居					
人数	36	37	11	0	0	84	
構成割合	42.9	44.0	13.1	0	0	100.0	
(%)	42.9	44.0	13.1	0	U	100.0	

(注)「調査対象年度内に虐待と判断された事例(80件)」における被虐待者の実人数(84人)について集計

#### ③ 虐待者との関係

被虐待者からみた虐待者の続柄は「息子」が 43.3%と最も多く、次いで「娘」が 15.5%、「息子の配偶者 (嫁)」が 13.4%、「夫」が 11.3%の順であった。

#### 被虐待者から見た虐待者の続柄

区分	夫	妻	息子	娘	息子の 配偶者 (嫁)	娘の 配偶者 (婿)	兄弟姉妹	孫	その他	不明	合計
人	11	3	42	15	13	2	1	6	4	0	97
%	11.3%	3.1%	43.3%	15.5%	13.4%	2.1%	1.0%	6.2%	4.1%	0%	100%

(注1)虐待者の人数は、被虐待者ごとにカウントしたため延べ数

(注2)「調査対象年度内に虐待と判断された事例(80件)」における虐待者の延べ人数について集計

# (6)虐待への対応策について

# ① 分離の有無

虐待への対応として「被虐待高齢者の保護と虐待者からの分離を行った事例」が 37.2%と、4割近くの事例で分離が行われていた。一方、「被虐待者と虐待者を分離していない事例」は 54.9%であった。

区 分	件数(d)	件数(c)	%((d)+(c))
被虐待高齢者の保護と虐待者からの分離を行った事例	33	5	37.2
被虐待高齢者と虐待者とを分離していない事例	47	9	54.9
対応について検討、調整中の事例	2	0	2.0
その他	2	4	5.9
合 計	84	18	100.0

- (注)(d)は「調査対象年度内に虐待と判断された事例(80件)」における被虐待者の実人数(84件)について集計
  - (c)は「対象年度以前に通報受理・事実確認した虐待事例で、対応が対象年度となった事例」(18 件)について集計

## ② 分離を行った事例の対応の内訳

分離を行った事例への対応は、「老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置」が 28.9%と 最も多く、次いで「契約による介護保険サービスの利用」」で 26.4%、「その他」(「その他」の主な内容: 介護保険以外の活用、虐待者の他施設分離等)が 18.4%であった。

区分	人数(e)	人数(f)	構成割合(%)
<u> </u>	八奴(e)	八奴(1)	((e) + (f))
契約による介護保険サービスの利用	9	1	26.4
老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置	7	4	28.9
緊急一時保護	1	0	2.6
医療機関への一時入院	7	0	18.4
その他	9	0	23.7
合計	33	5	100.0

#### ③ 分離していない事例の対応の内訳

分離していない事例の対応では、「養護者に対する助言・指導」が 31.3%と最も多く、次いで、「見守りのみ」が 24.1%で、「既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し」が 19.3%であった。

	区 分	人数(g)	人数(h)	構成割合(%) ((g)+(h))
	経過観察(見守り)	15	5	24.1
	養護者に対する助言・指導	22	4	31.3
	養護者が介護負担軽減のための事業に参 加	1	0	1.2
経過観察	被虐待者が新たに介護保険サービスを利用	5	0	6.0
以外の対 応	既に介護保険サービスを受けているが、ケ アプランを見直し	13	3	19.3
	被虐待者が介護保険サービス以外のサービ スを利用	3	2	6.0
	その他	8	2	12.1
	合計(累計)	67	16	
	合計(人数)	47	9	

<sup>(</sup>注1)%は「被虐待高齢者と虐待者とを分離をしていない事例」(47件+9件)に対する割合であるため、合計は 100%にならない

(注2)「見守り」には、他の対応と重複していない事例のみ計上されている

#### 5 県内市町村の高齢者虐待に係る体制整備状況(県内19市町村、平成25年度末現在)

H24年度では「老人福祉法の規定による措置を採るために必要な居室のための関係機関との調整」が8市町村と連携体制構築の遅れがみられたが、H25年度には11市町村となり、体制整備の増加が見られた。また、「高齢者虐待の対応窓口となる部局の住民への周知」、「介護保険施設の法について周知」、「独自の高齢者虐待対応マニュアル、業務指針、対応フロー図等の作成」、「法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察担当者との協議」、「虐待を行った養護者に対する相談、指導または助言」、「居宅において日常生活を営むのに支障がありながら、必要な福祉サービス及び保健医療サービスを利用していない高齢者の権利利益の養護を図るための早期発見の取組や相談等」も平成24年度と比べるとそれぞれ1市町村程度増えており、体制整備において変化が見られた。

県の高齢者虐待の防止に関しての取組として、市町村・包括支援センター等を対象とした養護者からの高齢者虐待対応研修会に加え、平成26年度からは施設従事者による高齢者虐待対応研修を開催したことや介護職員看護職等に対し施設における高齢者虐待防止に関するケアのあり方研修を継続して開催することで、高齢者虐待に対する意識付けを図り権利擁護のための取組の推進を行っている。

		実施済み	未実施
高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知 (調	市町村数	16	3
査対象年度中)	構成割合(%)	84.2	15.8
地域包括支援センター等の関係者への高齢者虐待に関する	市町村数	16	3
研修	構成割合(%)	84.2	15.8
高齢者虐待について、講演会や市町村広報誌等による、住民	市町村数	14	5
への啓発活動	構成割合(%)	73.7	26.3
Rウヘ-## バッ市サキにはについてRの	市町村数	14	5
居宅介護サービス事業者に法について周知	構成割合(%)	73.7	26.3
<u> </u>	市町村数	14	5
介護保険施設に法について周知 	構成割合(%)	73.7	26.3
独自の高齢者虐待対応のマニュアル、業務指針、対応フロー	市町村数	14	5
図等の作成	構成割合(%)	73.7	26.3
民生委員、住民、社会福祉協議会等から	市町村数	11	8
なる「早期発見・見守りネットワーク」の構築への取組	構成割合(%)	57.9	42.1
介護保険サービス事業者等からなる「保健医療福祉サービス	市町村数	10	9
介入支援ネットワーク」の構築への取組	構成割合(%)	52.6	47.4
行政機関、法律関係者、医療機関等からなる「関係専門機関	市町村数	10	9
介入支援ネットワーク」の構築への取組	構成割合(%)	52.6	47.4
成年後見制度の市区町村長申立が円滑にできるように役所・	市町村数	18	1
役場内の体制強化	構成割合(%)	94.7	5.3
法に定める警察署長に対する援助要請等に関する警察署担	市町村数	9	10
当者との協議	構成割合(%)	47.4	52.6
老人福祉法の規定による措置を採るために必要な居室確保	市町村数	11	8
のための関係機関との調整	構成割合(%)	57.9	42.1
ᅝᄷᄼᄼᇃᄼᅘᅷᄍᄱᄼᆚᆉᄀᄱᆒᄼᄡᅜᄨᆉᅬᆝᅩᄜᆕ	市町村数	18	1
虐待を行った養護者に対する相談、指導または助言 	構成割合(%)	94.7	5.3
	市町村数	18	1
居宅において日常生活を営むのに支障がありながら、必要な	構成割合(%)	94.7	5.3
福祉サービス及び保健医療サービスを利用していない高齢者 の権利利益の養護を図るための早期発見の取組や相談等			